

心臓機能障害(ペースメーカー等植え込み者)の 診断書・意見書を作成される医師の皆さまへ

平成26年4月1日から心臓機能障害(ペースメーカー等植え込み者)の身体障害認定基準が変わります。また、これに伴い診断書・意見書の様式も変更になります。

医療技術の進歩により、ペースメーカー等の植え込みをされても、社会生活に大きな支障がない程度に日常生活活動(ADL)が改善される方が多くなったことから、医学的見地から検討を行い、平成26年4月から認定基準を見直すこととしました。

平成26年4月1日以降は新たな基準での診断書・意見書の記載をお願いします。

(別添の「診断書・意見書作成の留意事項」を参照ください)

見直しの概要

◎現行(平成26年3月まで)

- ペースメーカー等を植え込んだ方は、一律に1級として認定



◎見直し後(平成26年4月から)

- ペースメーカーや体内植え込み型除細動器への依存度、日常生活活動の制限の程度(身体活動能力:メッツ)を勘案して1級、3級又は4級に認定
- 一定期間(3年)以内に再認定を行う
- 先天性疾患により植え込みしたもの及び人工弁移植・弁置換については、従来どおり一律1級
- 平成26年4月1日以降、新たに申請する方に対して適用※

※ ただし、平成26年3月末までに診断書・意見書が作成された方については、同年6月末までに申請すれば従来の基準で認定(裏面参照)

具体的な判断基準

- 心臓機能を維持するための機器（ペースメーカー等）への依存度や日常生活活動の制限の程度を勘案し、以下のとおり等級の認定を行います。

1 級

- ・機器への依存が絶対的な状態（クラスⅠ）※¹でペースメーカー等を植え込んだ方
- ・機器への依存が相対的な状態（クラスⅡ以下）※¹でペースメーカー等を植え込み、身体活動能力が2メッツ※²未満の方

3 級

- ・クラスⅡ以下の状態でペースメーカー等を植え込み、身体活動能力が2以上4メッツ未満の方

4 級

- ・クラスⅡ以下の状態でペースメーカー等を植え込み、身体活動能力が4メッツ以上の方

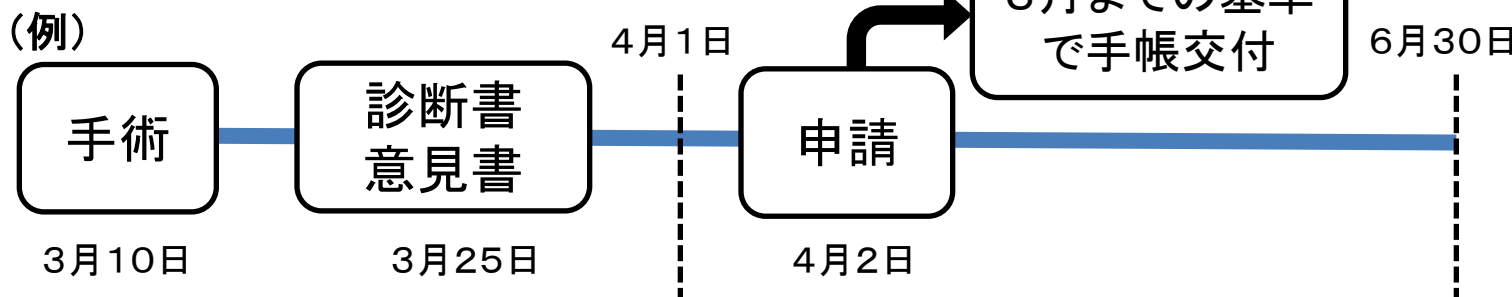
※¹ 日本循環器学会のガイドラインにおけるエビデンスと推奨度のグレード

※² 身体活動能力を示す値（運動時の酸素消費量が、安静時の何倍に相当するか示す運動強度の単位）

- なお、植え込み後に日常生活活動の制限の程度が改善する可能性があることから、3年以内に再認定を行います。
- 再認定は、身体活動能力に応じて行い、1級は2メッツ未満、3級は2以上4メッツ未満、4級は4メッツ以上とします。
- 体内植え込み型除細動器（ICD）を入れた方も同様の基準を適用します。
- 先天性疾患（18歳未満で心疾患を発症した方）により植え込みした方については、従来どおり1級です。

◎経過措置

今回の変更は4月1日以降に申請された方から適用されますが、3月末までに診断書・意見書が作成された方については、6月末までに申請すれば従来の基準で認定されます。



ご不明な点、その他の詳細については、指定を受けている自治体の担当窓口までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

岐阜県身体障害者更生相談所

電話 058-231-9715

診断書・意見書作成の留意事項

※ 6、7が様式に追加された事項

◎身体障害者診断書・意見書 (心臓機能障害用)

総括表(略)

○心臓の機能障害の状況及び所見(18歳以上用)

1～4 (略)

5 ペースメーカー (有・無)
人工弁移植, 弁置換 (有・無)

6 ペースメーカーの適応度 (クラスⅠ・クラスⅡ・クラスⅢ)

7 身体活動能力(運動強度) (メッツ)

「不整脈の非薬物治療ガイドライン(2011年改訂版)」(2010年合同研究班報告)におけるエビデンスと推奨度のグレードについて、当てはまるものに○をしてください。

メッツ値について、症状が変動(重くなったり軽くなったり)する場合は、症状がより重度の状態(メッツ値が一番低い値)を記載してください。